

令和7年（2025年）10月30日

外務省総合外交政策局人権人道課 御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤吉徳

「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の原案についての意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

総論

当連合会は、本改定版の原案がこれまでの理念である「国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進」及び「日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上」に資するものと評価し、その趣旨に賛同する。

司法書士は、国民の権利擁護に直接関わる法律専門職として、アクセス・トゥ・ジャスティスの確保、中小企業支援、ジェンダー平等及び多様性の推進など、様々な分野で貢献し得る立場にあると思料する。

当連合会としては、司法書士制度を「ビジネスと人権」推進の基盤の一部として明確に位置づけることを要望するとともに、その上で国民に最も身近な法律専門職としての司法書士の職責を踏まえ、以下の点を行動計画に反映することを提案する。

各論

1. 中小企業における人権デュー・ディリジェンスの促進について

【意見】

中小企業による人権方針の策定及び人権デュー・ディリジェンス実施を支援する体制の一層の強化を求める。

【理由】

改定版の原案でも指摘されているとおり、国内企業の約7割が人権デュー・ディリジェンスに未着手、またはその内容を十分に理解していない状況にある。特に中小企業では、人員や予算の制約から「どの程度のリスクまで具体的に取り組むべきか判断が難しい」という実務上の課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、政府・自治体・関係団体が連携し、企業の規模等にかかわらず人権尊重の取組を支援できる枠組みを整備することが重要であると思料する。

商業登記や企業法務に日常的に携わる司法書士は、中小企業の経営実態を熟知し、法的助言を通じて人権方針の策定や内部統制の整備を支援できる立場にあると思料する。そこで、現在実施されている「ビジネスと人権（BHR）推進社労士」の育成に加え、司法書士や弁護士などの法律専門職を積極的に登用し、体系的かつ実践的な人権デュー・ディリジェンス支援体制を確立することを提案する。

2. 救済へのアクセスの実効性向上について

【意見】

人権侵害の被害者や権利保持者が実効的な救済を受けられるよう、裁判外紛争解決手続の認知度向上及び利用促進を図るべきである。

【理由】

改定版の原案が示すとおり、救済へのアクセスは国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の三本柱の一つであり、不可欠な要素である。しかしながら、国内におけるADRの認知度は依然として2割程度にとどまり、十分に活用されているとは言い難い。

司法書士は、法務大臣認証ADR機関「かいけつサポート」として司法書士会調停センターを運営し、消費者・事業者間など多様な紛争を迅速かつ公正に解決する仕組みを提供している。この制度をビジネスと人権の観点からも積極的に位置づけ、周知・支援を一層推進することで、救済メカニズムの実効性向上に資するものと思料する。

3. 「誰一人取り残さない」ための施策推進とジェンダー平等の確保について

【意見】

改定版の原案が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、ジェンダー平等及び高齢者・障害者・性的マイノリティ等の脆弱な権利保持者の保護を一層推進すべきである。

【理由】

依然として、固定的な性別役割分担意識、男女間の賃金格差、非正規雇用における女性比率の高さ、育児・介護負担の偏りなど、多くの課題が残されている。また、企業活動におけるジェンダーや性的指向等に基づく差別、暴力、ハラスメントの根絶に向けては、実効性ある制度設計と継続的なモニタリングが不可欠である。

司法書士は、登記・供託・成年後見等を通じて国民の権利を護り、公正な取引の基盤を支えるとともに、法教育や地域啓発活動を通じて多様性と平等の理念を広く社会に伝える役割を担っている。したがって、司法書士を施策推進の担い手として明確に位置づけた上で、フリーランスなど非雇用的就労者にも配慮した人権施策の拡充を求める。

4. 能力構築と法教育・啓発活動の推進について

【意見】

指導原則の実効的履行を進める上で、法教育及び人権啓発に取り組む司法書士との連携を一層促進すべきである。

【理由】

改定版の原案では、政府及び各機関によるガイダンスや支援を通じ、企業の人権意識を高めることが掲げられているが、地方の中小企業や個人事業者にまで浸透させるためには、地域に根差した法律専門職の協力が不可欠である。

司法書士は、全国各地で学校・自治体・企業を対象とした法教育事業を展開しており、これらと連携することで、より実践的で地域に密着した人権教育・能力構築を推進できるものと思料する。